

横須賀市中小企業等省エネ化・生産性向上補助金交付要綱

(総則)

第1条 経済の持続的な発展を目指し、物価・エネルギー高騰など厳しい経営環境に直面する中小企業等が事業用設備等を省エネルギー化するための費用及び、中小企業等または小規模事業者が市内事業所で業務効率を高めるための設備等を導入する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する会社、個人及び中小企業団体等であって、市内に補助事業を実施する店舗・施設等を有するものとする。
- (2) 小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する会社、個人であって、市内に補助事業を実施する店舗・施設等を有するものとする。
- (3) 事業所 事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設、及びこれらに付随した関連施設をいう。
- (4) 設備等 事業所に附属する設備、機械装置、備品等であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。
 - ア 中小企業等の省エネルギー化に寄与するもの。
 - イ 生産性の向上に寄与するもので、営業利益の増大に資する「売り上げの増大」、「原価の低減」または「販管費の低減」のいずれかに効果があるもの。
- (5) 消耗品 短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業等または小規模事業者等であること。
- (2) 横須賀市内で事業所を使用して事業運営をしていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号

に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第3号に規定する暴力団でないこと。

(5) 政治活動及び宗教活動を主たる事業者でないこと。

(6) 性風俗関連特殊営業事業者でないこと。

(7) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(省エネルギー化に寄与するものについての補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、設備等の更新及び更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄（リサイクル料も含む。）並びに設備等の運搬・設置に係る経費であって、かつ、設備等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象者が横須賀市内の事業所で事業専用を使用するものであること。

(2) エネルギー使用量の削減が図れるものであること。

(3) 既存の設備等の更新であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象経費としない。

(1) 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの

(2) 消耗品の購入に係る経費

(3) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末

(4) 車両

(5) 横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱で対象となる高効率照明設備

(6) 各種保証・保険料

(7) 中古品又はリース取引若しくは割賦契約により取得したもの

(8) 販売や貸付（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む。）を目的とするもの

(9) 国等による他の補助金交付を受給しているもの。ただし神奈川県産業・業務部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱における「神奈川県中小企業省エネルギー設備導入費等補助金」についてはこの限りではない。

(10) その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるもの

3 要綱第4条第1項または前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業等は、補助対象者としなない。

(1) 同一の設備等についてこの要綱第4条の2に規定する補助対象経費において補助金の交付を受けた者、または受けようとする者

- (2) 要綱第4条第1項または前項の規定にかかわらず、補助対象者が第4条に規定する補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度において1回までとする。

(生産性の向上に寄与するものについての補助対象経費)

第4条の2 補助金の対象となる経費は、設備等の導入及び運搬・設置並びに設備等の更新及び更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄（リサイクル料も含む。）に係る経費であって、かつ、設備等が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が横須賀市内の事業所で事業専用を使用するものであること。
- (2) 売上の増大、原価の低減または販管費の低減のいずれかに寄与するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 設備を更新する場所及び用途が居住用と事業用との区別ができないもの
- (2) 消耗品の購入に係る経費
- (3) パソコン、タブレット、携帯電話等の情報端末
- (4) 車両（ただし事業の用途のみに資する構造のものは対象とする）
- (5) 横須賀市重点対策加速化事業費補助金交付要綱で対象となる高効率照明設備
- (6) 各種保証・保険料
- (7) 中古品又はリース取引若しくは割賦契約により取得したもの
- (8) 販売や貸付（自社にて販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む。）を目的とするもの
- (9) コンピュータ、ネットワーク等による情報処理、情報通信等に関する技術を用いた業務システムやサービスに関する機器もしくは事業の遂行に必要なITサービスやシステムの開発・導入に要する経費
- (10) 国等による他の補助金交付を受給しているもの
- (11) その他、本補助金の趣旨に照らし、市長が適当でないと認めるもの

3 要綱第4条の2第1項または前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業等または小規模事業者は、補助対象者としなない。

- (1) 同一の設備等についてこの要綱第4条に規定する補助対象経費において補助金の交付を受けた者、または受けようとする者
- (2) 要綱第4条の2第1項または前項の規定にかかわらず、補助対象者が第

4 条の 2 に規定する補助金の交付を受けることができる回数は、同一年度において 1 回までとする。

(省エネルギー化に寄与するものにおける補助金額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、第 4 条に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、50 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(生産性の向上に寄与するものにおける補助金額)

第 5 条の 2 補助金の額は、中小企業等においては予算の範囲内において、第 4 条の 2 に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、25 万円を限度とする。ただし、小規模事業者等においては予算の範囲内において、第 4 条の 2 に規定する補助対象経費から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に 3 分の 2 を乗じて得た額とし、25 万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(省エネルギー化に寄与するものにおける補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請をしなければならない。

2 補助金等交付申請に添付する書類については、規則第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は省略するものとし、同条第 3 号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 更新前の設備等の写真

(2) 法人にあっては発行から 3 か月以内の登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(生産性の向上に寄与するものにおける補助金交付申請)

第 6 条の 2 補助金の交付を受けようとする者は、市長があらかじめ指定した期間内に補助金等交付申請をしなければならない。

2 補助金等交付申請に添付する書類については、規則第 4 条第 1 号及び第 2

号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 更新前の設備等の写真（既存設備等からの更新となる場合に限る。）
- (2) 法人にあっては発行から3か月以内の登記事項証明書の写し、個人事業主にあっては直近の確定申告書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象経費の支払金額、支払日及び支払者の確認が取れる領収書等
- (2) 支払金額の内訳書。ただし、前号に定める領収書等に支払額の内訳の記載がない場合に限る。
- (3) 新たに設置した設備等の写真
- (4) 補助金振込先の金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かるもの

（財産処分の制限）

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は5年とする。

2 前項の期間の始期は、規則第10条に規定する実績報告書の提出日とする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。